西川町介護保険住宅改修支給に関する同意書

（１）認定申請中に改修する場合

　介護保険で住宅改修を行えるのは、介護認定を受けている方です。

　ただし、認定申請中に早急に工事の着工が必要な場合、認定結果が出る前に工事着工を行うことができますが、住宅改修後の支給申請は認定結果が出てからとなります。

　※ただし、介護認定の結果「自立」となった場合、住宅改修費は支給されません。

（２）入院中または施設入所中に改修する場合

　住宅改修後の支給申請には、退院・施設退所して（自宅に戻って）改修後の住宅に、実際に生活していることが必要になります。

退院・施設退所後の自宅について、あらかじめ住宅改修をしておくことが必要であるときに限り、工事の着工をすることができます。

　住宅改修後の支給申請は退院・施設退所してからとなります。

　※ただし、予定の変更等で自宅に戻っての生活をしないこととなった場合、住宅改修費は支給されません。

上記の事項に同意したうえで住宅改修を行います。

　　　年　　　月　　　日

住　　所

被保険者　　　　　　　　　　　　　　　印